

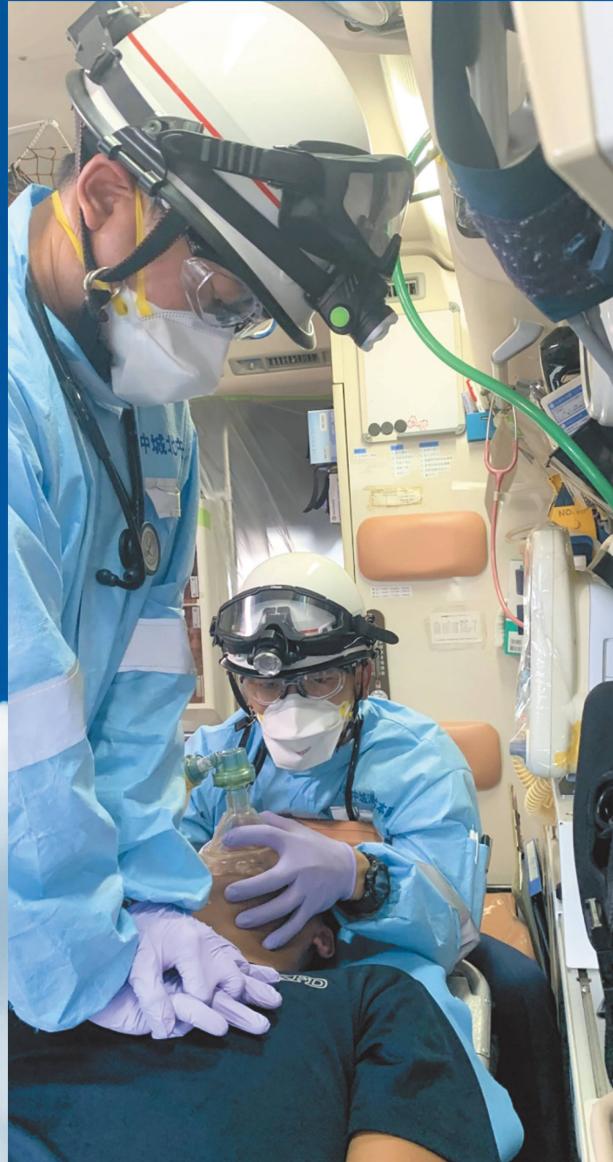


なっかきた

第43号

2021(令和3)年

8月



- 新職員、新団長紹介 2P
- 令和3年度消防一般会計予算について 3P
- ハブ咬症について 4P
- 災害への備え 5P
- 中城出張所建設工事の安全祈願 6P
- 高機能ボートの整備 6P
- 違反対象物公表制度及び住宅用火災警報器 7P
- 消防用設備の点検及び報告 8P

中城北中城消防組合

〒901-2314 北中城村字大城404番地

TEL 098-935-4747

FAX 098-935-3338

URL <https://www.nakakita-fd-okinawa.jp>

新職員紹介



いは げんき

伊波 元気

«プロフィール»

平成10年生まれ
専門学校日経ビジネス卒



ひが かずき

比嘉 一希

«プロフィール»

平成12年生まれ
SOLA沖縄保険医療工学院卒

今年度採用されました、伊波元気と申します。近年、火災、地震や集中豪雨など大規模災害が多発しております。このような各種災害にも迅速かつ確実に対応するため、しっかりと知識や技術を身につけ、村民の安心安全を守るために粉骨碎身して頑張ります。

今年度採用されました、比嘉一希と申します。高校生の頃から夢であった消防吏員になることができうれしく思っています。現在は沖縄県消防学校にて、規律の大切さを学び、知識や技術、体力の向上など日々精進しております。住民の安心安全を守れる消防吏員になれるよう全力で日々の業務に取り組みます。



しまぶくろ ゆうき

島袋 友希

«プロフィール»

平成11年生まれ
SOLA沖縄保険医療工学院卒



はなしろ れいじゅ

花城 玲樹

«プロフィール»

平成11年生まれ
SOLA沖縄保険医療工学院卒

今年度採用されました、島袋友希と申します。現在は沖縄県消防学校で消防職員として必要な知識、技術、体力の習得に励んでいます。一日でも早く村民の皆様から信頼される消防吏員になりたいと思っております。

今年度採用されました、花城玲樹と申します。
私は救急救命士の資格を取得し現在は、沖縄県消防学校にて消防で必要な知識や技術の習得、体力の練成に励んでおります。消防学校卒業後は住民の生命、身体及び財産を守り常に向上心、そして責任感を持ち職務に励みます。

新団長就任の挨拶



消防団長 あらかき 新垣 のりひと 徳仁

令和3年4月1日付けで中城北中城消防組合消防団の団長に任命されました、新垣でございます。前団長は長期にわたり消防団にご貢献されその熱意と指導力は消防団員の鑑でありました。その前団長の貢献に恥じぬよう精一杯努めさせていただきます。さて、近年の災害は多種多様化し、毎年のように全国各地で甚大な被害が発生しています。中城村、北中城村の安全、安心を守る使命達成のため、消防職団員と共に日々の訓練や講習会などを行い技術技能の向上に努めてまいります。今後とも、住民の「生命・身体・財産」を守りながら、より身近な消防団となれるよう努力してまいりますのでご理解とご協力ををお願いいたします。

退職職員のおしらせ

中城村字伊集出身 仲地 晴紀 消防士
令和3年3月31日付けで普通退職いたしました

退職団員のおしらせ

中城村 在住 仲地 英晴 団長
北中城村 在住 徳村 江美子 団員
令和3年3月31日付けで退団いたしました



入団希望者は
総務課までご連絡ください。



消防団員募集中!

☎098-935-4748

令和3年度消防一般会計予算について

令和3年度の当消防組合一般会計予算は 624,416 千円と、前年度に比べ 15,452 千円の増額となっています。

歳入予算の内訳としては、分担金及び負担金が 557,247 千円（構成比：89.243%）、繰入金 3,500 千円（構成比：0.561%）、繰越金 11,000 千円（構成比 1.762%）、諸収入 11,495 千円（構成比 1.841%）となっております。

歳出予算増額の主な要因は、人員増員計画に基づく職員 3 名の増員、沖縄県消防通信指令施設運営協議会における機器中間更新に伴う負担金の増額、中城出張所用地賃借料や事務用機器類の老朽化に伴う更新と義務的経費によるものとなっております。

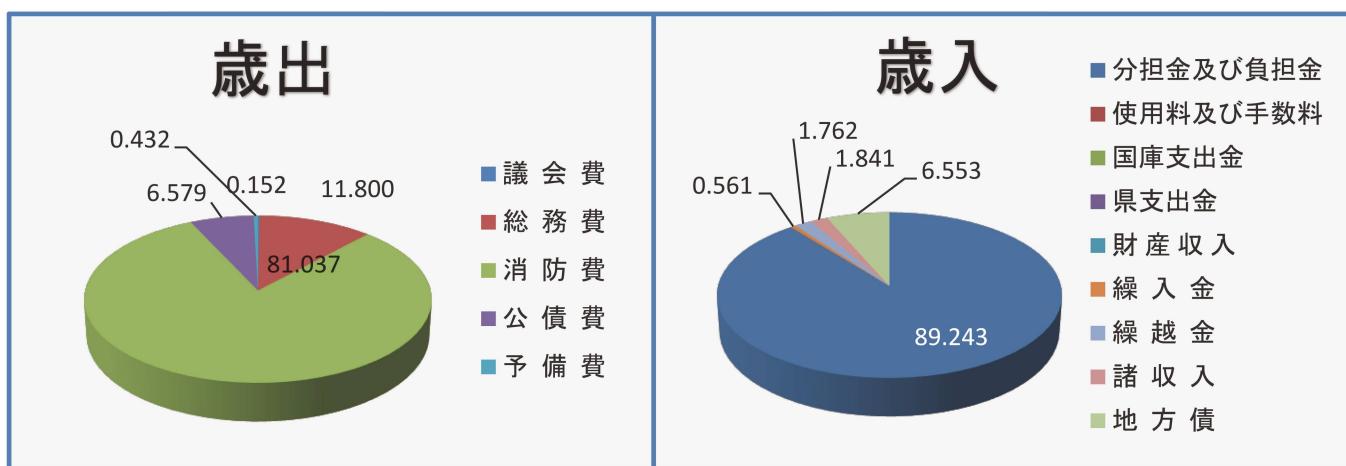
歳入予算増額の主な要因は、上記の理由による分担金及び負担金の増額、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する繰越金の増額、沖縄県消防学校教官派遣負担金による諸収入の増額によるものとなっております。

(単位：千円)

歳入	令和3年度 予算額 A	令和2年度 予算額 B	増減額 C=A-B	増減率(%) C/B×100	構成比(%) A/歳入合計
分担金及び負担金	557,247	536,069	21,178	4.0	89.243
使用料及び手数料	251	151	100	66.2	0.040
国庫支出金	1	1	0	0.0	0.000
県支出金	1	1	0	0.0	0.000
財産収入	1	10	△9	△90.0	0.000
繰入金	3,500	2,468	1,032	41.8	0.561
繰越金	11,000	1,000	10,000	1,000.0	1.762
諸収入	11,495	4,564	6,931	151.9	1.841
地方債	40,920	64,700	△23,780	△36.8	6.553
歳入合計	624,416	608,964	15,452	2.5	100.000

(単位：千円)

歳出	令和3年度 予算額 A	令和2年度 予算額 B	増減額 C=A-B	増減率(%) C/B×100	構成比(%) A/歳出合計
議会費	950	950	0	0.0	0.152
総務費	73,680	60,667	13,013	21.4	11.800
消防費	506,007	505,543	464	0.1	81.037
公債費	41,083	38,861	2,222	5.7	6.579
予備費	2,696	2,943	△247	△8.4	0.432
歳出合計	624,416	608,964	15,452	2.5	100.000



夏の暑さを迎える中で危険から身を守りましょう。

沖縄県民が年間ハブに咬まれる件数をご存知ですか。

沖縄県のハブ類咬症者は、ピーク時に年間 500 名を超えていましたが、ここ 10 年ぐらいは 70 名前後で推移しており、令和元年(2019 年)の毒蛇咬症患者はハブ咬症 30 件、ヒメハブ咬症 6 件、サキシマハブ咬症 18 件、タイワンハブ咬症 1 件の計 55 件でした。それでも 1 週間に約 1 名が咬まれています。みなさんの周りにもハブに咬まれたという人を耳にすることもあるのではないでしょか。

みんなの近くで、もしヘビに咬まってしまったら、どうしたらよいでしょう。

(1). まず、あわてずに、ハブかどうか確かめます。

ヘビの種類が分からなくても、ハブなら牙のあとが普通 2 本(1 本あるいは 3、4 本の時も)あり、数分で腫れてきてとても痛みます。

(2). 周りに人がいなければ大声で助けを呼び、すぐに医療機関へ受診しましょう。

走ると毒の回りが早くなるので、車で病院に運んでもらうか、ゆっくり歩いて行くようにしましょう。必要な場合は救急車(119 番)を要請してください。



ハブに咬まれる事は誰にでも起こり得ます。一方で、予防することでハブ咬症から未然に防ぐことができます。ハブの特性を知り、環境を整えましょう。

ハブ咬症予防について

ハブの特性を知りましょう！

(1). 時刻別咬症件数

ハブ類は夜行性でもあるにもかかわらず、ハブ類咬症は日中にも多くみられます。屋敷内では幅広い時間帯で咬症があり、畠では人が活動を行う日中に、道路では夜間に咬症が多くみられます。

(2). 行動別咬症件数

行動別に見ると通行中が最も多く、次いで農作業中、草刈り及び野外の他の動作とほとんどが野外での活動中です。

(3). 咬症部位

ハブの咬症部位では、腕が最も多く特に上肢指が多く咬まれています。また、足も咬症部位として多く、手足に咬まれる傾向がみられます。

このようなハブの特性から、特に手足の露出は避け、日中だからといって安心せず、野外ではハブ類が行動しやすい場所には行かないようにしましょう。

環境整備をして、ハブ咬症を未然に防ぎましょう！

(1). 隠れ場所をなくす

石積みなどの穴を埋める。不要な木材、産業廃棄物などは野積みせず片づける。

(2). 侵入を防ぐ

屋敷や畠の周りをナイロン網(刺し網)のフェンスで囲む。家の周りを高さ 150cm 以上の塀で囲む。

(3). ゴミなどを放置しない

ハブの餌となるネズミなどが集まらないようにする。

(4). 空き地の適正管理

空き地やお墓などを所有、または管理している方は、雑草が伸びすぎないように、こまめに草刈りや清掃をする。

災害への備えについて今一度確認しよう

近年、全国各地で地震の発生、集中豪雨による河川の氾濫、地滑りや土石流による土砂災害が多発しています。今年の7月には、静岡県熱海市において土石流による災害や九州地方（鹿児島県、熊本県、宮崎県）に大雨特別警報が発令されるなど、集中豪雨災害が発生しました。中城村の防災マップを見ると、国道329号線から山側はほとんどが土砂災害警戒区域となっており、国道329号線から海岸に向けての地区においては、ほぼ全域が津波災害警戒区域となっています。北中城村においても急傾斜地の地区が土砂災害警戒区域に指定されており、沿岸に近い熱田から美崎地区一帯も海拔が低く津波災害警戒区域となっています。今回は、災害が起こる前に確認しておきたい内容、災害が起った際にとるべき行動について今一度考えてみましょう。

01 防災マップ（ハザードマップ）の確認

自分の住んでいる地区は、どのような危険があるのか知る必要があります。土砂災害や地滑りの危険があるのか、海拔はどのくらいか、津波の被害が及ぶ可能性がある地区なのかを確認してみましょう。

02 警戒レベル及び避難するタイミングについて

右の表は主に大雨、洪水、川の氾濫、土砂災害の避難情報になります。土砂災害警戒区域や川の近くに住んでいる方は警戒レベル4で必ず避難しましょう。

さらに、大規模地震（震度5弱以上）や津波による警戒をいち早く知らせてくれる情報としては気象庁から発表される緊急地震速報や津波注意報や津波警報などがあります。テレビやラジオ、携帯電話などを通じて発信されるので迅速に避難を行うタイミングの参考になります。

警戒レベル		新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	災害発生 又は通過	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	災害の おそれ高い	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化 化の恐れ	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期避難の おそれあり	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

(図引用：内閣府防災情報ホームページ)

03 避難所について

最寄りの避難所（役場や学校、公民館、その他公共施設等）の確認、避難所に指定されていなくても海拔の高い安全な場所や建物等も確認しましょう。

※2011年に発生した東日本大震災では、最高16.7m（推定）の津波が到達したと言われています。

04 備蓄及び装備について

災害時に、行政が備蓄する非常食や飲料水が住民へ十分に支給されるとは限りません。常備薬やアレルギー対応食品、普段から使い慣れている物等、自分で用意しておく必要があります。また、非常食や飲料水は、5日～7日分程度の備蓄が推奨されています。緊急時、命を守るためにの装備（ヘルメットや履き物、懐中電灯等）の備えも大切です。

05 安否確認方法について

安否確認方法については災害時用伝言ダイヤル171の利用方法を事前に確認しておくことや災害時に、連絡が取れなくなった事を想定し、家族で集まる場所についても話し合い確認しておくと安心です。

【災害から大切な命を救うために】

災害時の助けを考える際「自助」「共助」「公助」の3つに分けることができます。自助とは、災害が起った際に自分自身と家族の安全を守ること、共助とは地域社会で協力し助け合うこと、公助とは、市町村、警察、消防、自衛隊といった公的機関が行う救助や援助を言います。**阪神淡路大震災などの大規模災害では、助かった人命の約9割は自助と共助で占める**と言われています。大規模災害時の被害状況によっては公的機関もすぐに現場に駆けつけることが出来るとは限らず、また、駆けつけることができたとしても人員には限りがあります。災害の規模が大きく被害にあった人が多ければ多いほど実際に助けられる数には限りがあるということです。よって、**公助が介入する前の自助及び共助が極めて重要になります**。この自助と共助を十分に達成するためにあなたの住んでいる自治体などで災害が起った際に弱い立場となる災害弱者（子ども、高齢の方、障がいのある方、妊婦、避難に時間を要する方等）がいないかを地域全体で把握し、日頃からコミュニケーションを図ることにより共助へと繋がります。また、各自治体の避難訓練などにも積極的に参加することで大規模自然災害時の行動について今一度確認してみてはいかがでしょうか。私たちひとりひとりの意識と行動があなたの大好きな人の命を守る事に繋がります。

中城出張所建設工事の安全を祈願

中城北中城消防署の中城出張所建設工事の安全祈願祭が4月20日に執り行われました。

祈願祭には、浜田京介管理者、比嘉孝則副管理者のほか、消防組合議員、地元自治会長、構成村総務課長、事業者及び協力企業などの関係者が出席しました。

祈願祭で浜田管理者は、「待ちに待った中城出張所建設。両村の急激な都市構造等の変化、特に中城村南側に位置する地区への課題に対するサービス向上と効率を改善し、住民の命を守る義務を果たしていきたい。」といさつをしました。



*建設場所

中城村字当間（中城郵便局隣）

*事業者

大和リース株式会社沖縄支店

*協力企業

・T・武岡建築設計室

・株式会社仲本工業



高機能救命ボートの整備

中城北中城消防本部は、緊急消防援助隊に係る無償使用車両等の配備決定を受け令和3年2月5日付けて高機能救命ボートを整備しました。

当該整備事業は、消防庁が南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に的確に対応するため、消防組織法の規定による国有財産等の無償使用の制度を活用し、緊急消防援助隊の活動に必要な車両等を消防本部に配備しています。



*仕様

定員：20名

全長：6.7m

全幅：3.05m

最大積載量：2,085kg

*高機能救命ボートとは

瓦礫等がある場合でも活動可能であり、多くの要救助者を一度に救出することや車椅子での移動を必要とする方を車椅子ごと救助することも可能な高機能な救助ボートです。

*緊急消防援助隊とは

大規模災害や特殊災害等が発生した場合に、被災地の消防機関では対処できないことがあります。そんなとき、被災地からの要請を受け、各都道府県の消防本部や航空隊が、陸、空から応援に駆け付けます。その応援部隊が「緊急消防援助隊」です。

危険な建物を公表します

違反対象物公表制度は、建物を利用する方が**火災の危険性**に関する情報を自ら入手し、その建物の利用について判断できるよう、**重大な消防法令違反**がある建物の所在地、名称、違反内容などを消防本部のホームページで公表する制度です。



公表の対象となるのは、**飲食店**、**物品販売店舗**、**就労継続支援事業所**などの不特定多数の方や災害弱者が利用する建物で、火災を早期に発見することができる「自動火災報知設備」、初期消火に有効な「屋内消火栓設備」や「スプリンクラー設備」の設置義務がありながらも設置していない建物が対象になります。

当消防本部においては、令和2年4月から運用を開始しています。令和3年7月20日現在、公表している建物は7件あり、その内訳は、**南上原**3件、**和宇慶**1件、**喜舎場**1件、**島袋**2件となっています。

自分や大切な人の命が火災の危険にさらされてしまうことのないよう違反対象物情報を積極的に活用していただきたいと思います。

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。



24時間365日10年間 電池1本で守ります

住宅火災では、**逃げ遅れ**が原因で死亡するケースが非常に多く、なかでも就寝中に犠牲になってしまう確率が高くなっています。そのため、就寝中であってもいち早く火災に気づくことができるよう**寝室に住宅用火災警報器**を設置することが消防法で義務づけられています。

また、煙は階段を通じて上階へ広がることから、上階の部屋に煙が充満する前に警報を発して避難を促すため、**階段**への設置も義務づけられています。(※上階にも寝室がある場合)

あわせて、**消火器**も設置すると被害を最小限に抑えることができます。



住宅用火災警報器は、
10年を目安に、とりカエル！
わが家と家族を守る基本です。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるためとても危険です。10年を目安に**本体ごと取り換える**ことをおすすめします。設置時期を調べるには設置した時に記入した**設置年月**又は、本体に記載されている**製造年**を確認してください。

定期的に作動を確認し、音を聞きましょう！

これからまた10年間
あなたの安心を見守るよ！





あなたのアパート 火災に気づかないかも



消防用設備は、いつなんどき火災が発生しても確実に機能を発揮する必要があります。そのため、消防用設備を定期的に点検し、その結果を消防長に報告することが消防法によって義務づけられています。「現在のアパートに住んで1年以上になるが、点検業者が訪ねてきた覚えがない。」という方は、迷わず不動産管理会社又は所有者にお問い合わせください。

Q&A

Q 1. 消防用設備ってなに？

A. 身近にあるものとして、消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯、連結送水管などがあります。



Q 2. 点検や報告の時期は？

A. 点検の内容に応じて、次のように定められています。

- ・機器点検：6か月ごと（外観や機器の機能を点検します。）
- ・総合点検：1年ごと（機器を作動させ総合的な機能を確認します。）
- ・報告期間：防火対象物の用途に応じて次のように定められています。

特定用途防火対象物：1年に1回

飲食店、物品販売店舗、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの自主避難することが難しい方が利用する建物

非特定用途防火対象物：3年に1回

共同住宅（アパート・マンション）、事務所、学校、工場などの特定の方が利用する建物

Q 3. 点検はどこに依頼したらいいの？

A. 電話帳やインターネット等に掲載されている消防用設備や保守点検の会社情報を参考にしてください。

Q 4. 点検報告を行わなかった場合、罰則はあるの？

A. 消防用設備の維持のため必要な措置をしなかった場合（点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者）は、30万円以下の罰金又は拘留に処されることがあります。（消防法第44条第11号）また、その法人も同様に処されることがあります。（消防法第45条第3号）

いいかげんな点検を行う業者を選定

しない

信頼できる点検業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



粗雑な点検を

させない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。※(平成11年消防予算第145号)



不適切な点検事業者を

ゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



消火器の訪問点検にご注意を！

各地で不適切な点検や高額請求の被害が多発しています。
点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

従業員の皆さんにも周知徹底を！



トラブル防止のポイント！

契約業者でない場合は…

- ハッキリと点検を拒否する。
- みだりに契約書にサイン等をしない。
- 身分証明書等の提示を求める。